

令和5年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和5年7月24日（月） 午後3時30分～午後5時10分
開催場所	入札室
出席者	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)） 副委員長 村田 裕（前名城大学法科大学院教授/三重県市町村振興協会和解あっせん事業運営委員会会長） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/博士（法学）） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士） 委員 鏡 大介（税理士）
事務局	契約・検査担当参事 野邊 検査指導係長 稲森 契約監理課長 池内 契約担当主幹 中西 調達担当監 柳川 契約係主任 杉 検査指導担当主幹 茨木
議題	議題1 入札及び契約の状況報告（令和5年4月から6月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議（村田委員） 議題3 随意契約に係る意見聴取について

委員	事務局
●入札及び契約の状況報告	
・入札及び契約の状況報告として、今期4月から6月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第1四半期の入札件数は総計77件。内訳は工事46件、委託24件、入札不調2件、入札中止1件。契約金額は総額20億8,826万9,260円。内訳は工事18億3,110万6,860円、委託2億5,716万2,400円。平均落札率は全体で87.57% 工事90.78%、委託81.18%。 最低制限価格制度の改正により昨年度と同時期の建設工事の平均落札率が約3%上昇。

	・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は2件。 ① 発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から同条第3項に基づく監督処分（営業停止15日間）を受けた。有資格業者である同社が、建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けたことは、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領別表第2第4号（建設業法違反行為）に該当するため令和5年4月12日～令和5年7月11日の3ヶ月間の指名停止の措置を行った。 ② 公正取引委員会は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法の規定に基づき違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを令和5年3月24日に発表。これにより、令和5年5月9日～令和5年6月8日の1ヶ月間の指名停止を行った。
●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。 事務局に説明をお願いしたい。	今年度初めての定例会。抽出事案の説明の前に新たな委員も見える。改めて昨年度末に改正した入札制度のご説明をさせていただきたい。 ・建設工事等のランダム係数の廃止について ・低入札価格調査制度の改正について ・総合評価落札方式に適用する低入札価格調査

	制度における失格基準価格及び積算内訳書審査基準の算定式改定について ・建設工事の最低制限価格の算定式改定について 以上、入札制度改正の報告である。 次に抽出事案を説明させていただく。 まず、土木一式工事。今期は 10 件。最低制限価格と同額の応札額が多い。新電子入札システムの機能である「電子くじ」にて落札者を決定。入札参加者数も 10 社以上で競争性は働いたものと考えている。 次に建築一式工事。今期は 8 件。土木一式の入札参加者と比較すると、建築一式工事の入札参加者は少数ではあるものの最低制限価格付近での応札であり競争性は確保できたものとする。建築一式工事の中で特徴的であったのが「篠田山斎場大規模改修工事」の案件。当該案件は本市の「最低制限価格の運用」において、最低制限価格の範囲を 75%～92%としている。その範囲を超えたことで上限額の 92%で最低制限価格を設定させていただいた。 舗装工事は今期 6 件。全案件が最低制限価格と同額となった業者が複数あり「電子くじ」にて決定。続いて、電気工事。「久保中学校屋内運動場照明器具改修工事」は落札率が 98%と高落札率であった。入札状況は、入札参加者 6 社中 5 社が最低制限価格を下回る結果となり、最低制限価格以上での応札の 1 社が落札となった案件。失格となった業者は、最低制限価格付近での応札となっており、適切に競争性は働いたと考えるが、建築関係の積算の難しさが影響した結果と推測する。 管工事は今期 3 件。最低制限価格と同額の応札額であり競争性は確保されたと考えるが、入札参加者数が「松江小学校給水設備改修工事」は 1 社、「嬉野地域振興局空調設備改修工事」は 3
--	---

	社と少数であった。両案件は本市の発注基準上「入札及び契約審査会」に諮る案件。競争性を担保するために地域条件を「県内」としており、入札参加可能業者数は十分であったと考えられますが、民間受注等の影響から入札参加を控えられたものと推測。 水道本管工事、交通安全施設工事、除草等業務委託については、最低制限価格と同額の応札額が複数であったため「電子くじ」にて落札者を決定。続いて、樹木・芝生管理（年間）。例年この時期に発注がある造園関係で、樹木や芝生管理等の年間管理の業務。 市内、準市内を対象とし、同日落札制限や持ち業務件数制限を適用せず、参加の窓口を可能な限り広げ発注しているが、生き物である植物の管理で特殊業務となることから年間業務実績や技術者資格（主任技術者（1級技能検定造園合格者が直接作業を行うこと））を参加要件としている。参加者は最大6社であるが、市内業者で施工可能であること、最低制限価格付近にあることから、現在のところ問題ないと考えているが、今後も入札結果の状況には注視していきたいと考えている。 防水工事は2件。「子ども支援研究センター屋上防水改修工事」は最低制限価格と同額、「三雲中学校屋上防水改修工事」は、最低制限価格付近の応札であり競争性は働いたものと考ええる。 次に測量、建設コンサルタント関係の報告。まず、建築設計は8件。最大でも4社と今期は少数であった。例年5社以上の入札参加はあるが、民間の受注や本市が発注している昨年度からの施設の管理業務の受注をされているため入札参加を控えられたものと推測します。 続いて、建設コンサルタント（下水道、上水道、道路）・（道路）については、14案件全て最低制限価格と同額での応札となり「電子く
--	--

	じ」で落札者を決定しております。第2四半期以降においても同部門で発注を控えている。特に準市内業者の部門別手持ちにおいては制限があるので、競争性の確保等を注視していく必要がある。 次に入札中止。今期は5件。 「松阪市公共下水道事業三雲第1-1処理分区に伴う配水管布設替工事」は、設計違算による。次に建設コンサルタント関係の4件。「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区1-1号外污水幹線外測量調査設計業務委託」、「向波瀬谷線測量設計業務委託」、「松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区18-35号外污水管渠測量調査及び配水管布設替設計業務委託」、「松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区21-26号外污水管渠測量調査及び配水管布設替設計業務委託」。これらの案件については、「最低制限価格の運用」による合冊発注における積算の積み上げをこれまで各々工種にかかる諸経費体系ごとに算出した金額の合計額（千円未満切り捨て）としていたが、工種毎の合計について、千円未満切り捨てを行うことと改めるため、公告中に取り下げを行い中止としたもの。 入札不調について 「花岡小学校体育倉庫改築他工事」、「徳和小学校給食室床改修工事」は、入札参加者全社「最低制限価格」を下回ったため入札不調となった。 入札制度改正において、最低制限価格を算出する際、乗じていたランダム係数（99.50～100.49）を廃止した。今期の特徴は、これまでばらつきがあった応札額が同額となり「電子くじ」で落札候補者を決定することが多かった。特に土木一式関係が顕著。一方で、建築一式や電気・管工事については、各業者見積等にばらつきがあったことが特徴的であった。
--	--

・ それでは、私からの抽出案件として何点か注目しましたので確認していきたい。 まず、最低制限価格は事前に公表していますか。 次に最低制限価格について、開札結果公表時に公表していると確認しました。「花岡小学校体育倉庫改築他工事」、「徳和小学校給食室床改修工事」の入札結果の最低制限価格が非公開になっているのは何故ですか。 制度改正前においてはランダム係数を乗じていたことで応札額に開きがあったが、制度改正後は最低制限価格と同額となる案件が多い。なぜこのような事象が発生しているのでしょうか。	最低制限価格は、開札結果公表時に公表をしている。設計価格は事前公表である。 開札結果としては、入札参加者の応札額が最低制限価格未満であったので入札不調として処理。このような事例においては、今後の発注方法等について担当課と協議を行うので最低制限価格は非公開としている。 応札額については入札参加業者それぞれが積算され応札しているものと考えている。最低制限価格と同額で応札するのは、推測であるが入札公告時に添付する「積算参考資料等」の情報が多く積算がしやすい環境にあると思われる。特に土木関係で最低制限価格と同額になっているのが顕著。一方、建築関係については使う材料が多く、見積も多いことから土木関係と比較すると応札額に開きが出たと思われる。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	① 下水道ストックマネジメント事業 中川東部排水機場（流量計設備）更新工事 中川東部排水機場は嬉野中川新町2丁目ほか4町の66haを排水区域としており、平成7年の供用開始から28年が経過している。排水先は一級河川雲出川であり、河川管理者より排水量の上限を毎秒3.42㎡に定められており、調整するための流量計設備が組み込まれています。更新対象の流量計設備の目標耐用年数（22年）を経過する

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	中で、下水道ストックマネジメント計画においても優先的に機器更新をするべきと判断し、経年劣化による機器の不具合も生じていることから更新を行うもの。当該工事は流量を測定する流量計と運転制御を行うワンループコントローラーの更新工事を行うもので、既存設備との調整とワンループコントローラーの設定は契約相手方しかできない。また、既存設備の工事業者が実施することで責任の所在が明確となることから自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 ② 浸水対策事業獺師ポンプ場施設整備工事 獺師ポンプ場は、平成2年度に供用を開始し、φ700ミリの水中ポンプ2基を擁し、獺師町地内の大正池に集水した雨水を海域へ排水する雨水排水ポンプ施設。No.1ポンプは令和2年度、No.2ポンプは令和3年度に更新が完了しております。電気設備に関して、国土交通省及び農林水産省の標準利用年数によると、監視操作制御設備の耐用年数は20年となっておりますが、本機場の納入年がH3年で納入年から、32年経過しており、電気盤の故障が発生しやすい状態にあり、故障した場合、ポンプ場としての機能が停止してしまうことから、電気設備の更新を行うものです。 電気設備や配管等の既存施設は既存ポンプが不具合なく稼働できるよう設計されていることから、契約相手方以外の電気設備を設置した場合、既存施設に支障を生じる恐れや新たに施設の変更が必要となる可能性があり、また、故障によるポンプ停止時における施設の修繕や責任の所在が不明確になることから、当該施設の構造や機能に精通している同社と自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
---	--

委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	③ 松阪市上水道台帳補正業務委託 上水道台帳の補正業務は、松阪市統合型 GIS と連動する台帳管理システムのデータ情報を補正、更新をするものである。それぞれのシステム並びに松阪市統合型 GIS システムは、契約相手方による独自技術、著作権などにより構築されており、本業務に要する専門性、技術的条件から業務を履行できる唯一の業者となることから自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ④ ふるさと納税デジタル広告の配信 令和 3 年度から当市のふるさと納税の広告は、ユーザー規模検索サイトを運用する相手方との直接契約により、配信内容や方法を効果分析も行うことで進める運用型の広告をメインとしている。運用型の広告は、データが蓄積されるため、継続利用により効果的な広告を行うことができ、寄附額の増加に繋がっている。広告業務の契約にあたっては、今年度から広告業務は、相手方のグループ会社である業者に移行され、唯一、同社でなければ過去 2 年間の蓄積データを引き継ぎ、活用することが出来ないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤ 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給支援業務 本業務は、令和 4 年 2 月より実施した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」（以下「臨時給付金」という。）や令和 4 年 11 月より実施した「住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金」（以下「緊急支援給付金」という。）の支給対象者、支給方法など大部分において同じである。 臨時給付金、緊急支援給付金の実績から、目
--	---

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	的を達成するためには、問い合わせ等の電話対応における事業内容の把握及び書類審査業務を迅速に行い、正確に速やかな給付を行うことができる具体的な事業スキームが必要である。 このことから、迅速に可能な実績やノウハウがあり、本業務を熟知しており、臨時給付金、緊急支援給付金で行っている窓口業務やコールセンターの電話番号等をそのまま活用でき、事前準備設備費等の経費も抑えることができることから、臨時給付金を受託している事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を締結した。 ⑥防災情報・被災者台帳システム更新業務及び保守業務 防災情報システムは各避難所の避難者数や被害情報を把握し共有することができるため、災害対策の業務効率が向上できるシステムである。また、被災者台帳システムは、避難行動要支援者の管理や名簿作成がスムーズに行えるシステムである。 両システムは機能の変更に対する柔軟性が高く、保守業務の中で機能の追加や変更が容易に行うことができる。 今回の更新業務は、機器の保証期間が満了したことによるものであるが、構築業者以外が作業を行う場合は、システム構築作業から開始する必要があり高額な価格となることから、現在の契約業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を締結した。
●次回開催日程及び抽出委員について	
	・ 次回開催日については、令和 5 年 10 月 25 日（木）14：00 からとする。 ・ 抽出委員は鏡委員とする。